平成２８年（フ）第１号
千葉県東金市菱沼238番地15　ＭＩハイツ201
債務者　齋藤　君世
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第９号
静岡県富士市高嶺町７番23号高嶺マンション303号
債務者　山口二三夫
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１５号
静岡県富士宮市泉町675番地　ロイヤルプラザいずみ野118
債務者　藤原　桂子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２５６号
岡山県倉敷市神田３丁目７番38号　リビングタウン神田Ｃ―102
債務者　森山　浩二
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２５７号
岡山県倉敷市神田３丁目７番38号リビングタウン神田Ｃ―102
債務者　森山　幸世
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２号
高知県南国市大埇甲978番地
債務者　大原　明光
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８３号
大阪府守口市金田町４丁目６番16―205号
債務者　山田　和美（旧姓坂上）
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５３号
大阪府豊中市長興寺南４丁目８番８―303号
債務者　松本　幸子（旧姓大嶽）
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９３号
大阪市中央区東高麗橋３番27―1009号
債務者　中野　貴之
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０９号
大阪府豊中市東豊中町２丁目12番１―406号、前住所大阪府茨木市橋の内２丁目７番２―203号
債務者　夏井　　猛
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８７号
大阪市都島区網島町５番６―914号、前住所大阪市旭区赤川２丁目７番20―616号
債務者　鈴木　聖司
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９４号
大阪府吹田市岸部北４丁目27番３―102号
債務者　菊池誓世史
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０２号
大阪市平野区瓜破東２丁目１番１―501号、前住所大阪市平野区瓜破１丁目10―５グランポア206
債務者　佐野　英輝
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８６号
横浜市磯子区洋光台６丁目31番22号　三田レジデンス洋光台201号
債務者　静井　美香
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０２号
横浜市中区本牧元町75番24号
債務者　岸　由紀子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２号
長崎県佐世保市花高２丁目１番６―505号
債務者　梅田　凉子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係